**平成２１年（フ）第１４３号**
広島県呉市中通３丁目３番17号
債務者　河原美智子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第１９１号**
広島県呉市安浦町内海南２丁目15番11号
債務者　宮崎　雄司
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２００号**
広島県呉市警固屋３丁目１番40号
債務者　石田　順三
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２０４号**
広島県江田島市大柿町大原1298番地２－２の２
債務者　大野　良治
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２０６号**
広島県呉市焼山北３丁目28番６号
債務者　木戸　孝義
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２０７号**
広島県呉市本町14番７―301号
債務者　岡野　啓介
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２１０号**
広島県呉市広白岳２丁目１番13号
債務者　進藤　幹夫
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２１２号**
広島県呉市吉浦中町１丁目２番３号
債務者　大年　晃一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第２９１号**
山口県下関市山の田東町２番32―308号　ハイクレスト山の田、前住所山口県下関市綾羅木南町２丁目５番４号
債務者　前田　里美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第３４５号**
山口県下関市長府四王司町10番３号
債務者　八木姫太郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第１００号**
福岡県京都郡苅田町大字下新津529番地２雇用促進住宅１号棟108
債務者　田中　精一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２１年（フ）第６０号**
山形県最上郡真室川町大字平岡８番地23
債務者　田中美喜夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第６１号**
山形県新庄市大字角沢1878番地の２
債務者　細矢　里美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第３６８号**
長野県中野市大字中野1605番地
債務者　市川　謙二
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３３４号**
兵庫県伊丹市南町２丁目３番５―427号
債務者　河野　晴美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第３８８号**
徳島市国府町東黒田字角ノ瀬35番地
債務者　柏野　壽一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３８９号**
徳島市西新浜町２丁目１番34号
債務者　平松　　**茂**
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３９０号**
徳島市西新浜町２丁目１番34号
債務者　平松　隆司
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部